# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
21	自立支援医療(精神通院)に関する事務書	基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、自立支援医療(精神通院)に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

四條畷市長

## 公表日

令和7年10月29日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	自立支援医療(精神通院)に関する事務					
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立 支援医療(精神通院)に関する事務を行っている。 「特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の手続について」 ・自立支援医療費(精神通院)の申請受理 ・自立支援医療費(精神通院)の支給認定、変更					
③システムの名称	障害者総合支援システム、SWAN福祉総合システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー					

#### 2. 特定個人情報ファイル名

障害者自立支援情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・番号法第9条第1項及び別表の117の項

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実	施する	1	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	利用特定個 145、146の	9条第8 <del>号</del>  における特定  人情報の提 項		るための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第二条表中144、
	情報提供の  •なし	<b>位民党</b>		

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

四條畷市 総務部 総務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号

電話:072-877-2121(代表)

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

四條畷市 健康福祉部 障がい福祉課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)

#### 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か			1,000人以上1万人;	未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
-	項目評価書	] ては、それぞれ	·重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2. 特定個人情報の入手(*	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	<b>長託</b>		[ ]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	<b>提供ネットワー</b>	-クシステムを通し	こた提供を除く。) [ ]提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	<b>妾続</b>	[	]接続しない(入手) [ 〇 ]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢>  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 理題が残されている					

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	療(精神通院)に関する事務 は4情報又は住所を含む31	るの際は、本人か 青報による照会を	-登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、自立支援医らのマイナンパー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際に行うことを厳守している。また、障がい者福祉システムの登行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分で			

9. 監査	<u></u>							
実施の	有無	[〇] 自己点	検	[	〕内部監査	[	〕外部監査	
10. 従	業者に対する教育・	<b>李発</b>						
従業者	に対する教育・啓発	[ 十分に	行っている	]		2) 十分に行	入れて行っている	
11. 最	も優先度が高いと考	えられる対策			[ ]全	項目評価又は	は重点項目評価を	実施する
最も優々る対策	先度が高いと考えられ	<ol> <li>目的を超</li> <li>権限のな</li> <li>委託先に</li> <li>不正な提</li> <li>情報提供</li> <li>特定個人</li> </ol>	入手が行われ えた紐付け、 い者によって おける不正な 供・移転が行 ネットワークシ	れるリス に	クへの対策 必要のない情: 吏用されるリス のリスクへの; Jスクへの対策 を通じて目的	報との紐付けが くクへの対策 対策 で委託や情報提供 外の入手が行れ な提供が行われ	「行われるリスクへ <i>の</i> ネットワークシステムを通 つれるリスクへの対 れるリスクへの対策	じた提供を除く。)
当該対	策は十分か【再掲】	[ +%	うである	]		2) 十分である) 課題が死	そ入れている うる 残されている	
2	判断の根拠	に許可を得た媒体 化、パスワードに	本のみ使用可 よる保護等を いか、複数丿	能となる 行ってい 人による	るよう業務端末 いる。不要文書 確認をしている。	を上制御を行って を廃棄する際に る。これらの対策	を徹底している。USI ている。また、使用す よ、特定個人情報か まを講じていることが る。	る場合は、暗号 記録された書類

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	障がい福祉課長 辰巳 佳世	障がい福祉課長 西岡 充	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	障がい福祉課長 西岡 充	障がい福祉課長	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	2017/3/1	2019/3/31	事後	
令和1年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 1取扱者数 いつの時点の計数か	2017/3/1	2019/3/31	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	なし	項目の新設	事後	
令和2年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1取扱者数 いつの時点の計数か	2019/3/31	2020/3/31	事後	
令和2年7月8日	IV リスク対策	[]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	[]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 1取扱者数 いつの時点の計数か	2020/3/31	2021/3/31	事後	
令和3年7月1日	Ⅳ リスク対策	[]自己点検 []内部監査 []外部監査	[〇]自己点検 [ ]内部監査 [ ]外部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二 108、109、110の項 情報提供の根拠 ・なし	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二 108、109、110の項 情報提供の根拠 ・なし	事後	番号法改正(令和3年9月1日 施行)に伴う号ズレを修正
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	2021/3/31	2022/3/31	事後	
令和4年9月12日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	2021/3/31	2022/3/31	事後	
令和5年9月29日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	2022/6/30	2023/6/30	事後	
令和5年9月29日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	2022/6/30	2023/6/30	事後	
令和6年5月16日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	2023/6/30	2024/4/1	事後	
令和6年5月16日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	2023/6/30	2024/4/1	事後	
令和6年7月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	の番号の利用等に関する法律別表の主務省令	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二 108、109、110の項 情報提供の根拠 ・なし	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条表中144、145、146の項情報提供の根拠・なし	事後	
令和7年10月29日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	2024/4/1	2025/4/1	事後	
令和7年10月29日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	2024/4/1	2025/4/1	事後	
令和7年10月29日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業		十分であるマイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、自立支援医療(精神通院)に関する事務の際は、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、障がい者福祉システムの登録は、入力誤りがないかの確認を複数人で行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。	事前	様式変更
令和7年10月29日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考え られる対策		8) 十分である 特定個人情報を含む書類等は、施錠のできる 書棚に保管することを徹底している。USBメモリ は、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となる よう業務端末上制御を行っている。また、使用 する場合は、暗号化、パスワードによる保護等 を行っている。不要文書を廃棄する際は、特定 個人情報が記録された書類等が混入していな いか、複数人による確認をしている。これらの対 策を講じていることから、特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と 考えられる。	事前	様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明